

案

(仮称)新潟市スポーツ推進計画 第3次「スポ柳都^{ろと}にいがた」

プラン策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 スポーツに満ちた明るく豊かな新潟市の実現を目指すことを基本理念とした新潟市スポーツ推進計画第2次「スポ柳都にいがた」プランの計画期間終了(令和4年度)に伴い、新たな計画の策定について検討することを目的に(仮称)新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プラン策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) (仮称)新潟市スポーツ推進計画第3次「スポ柳都にいがた」プラン(以下「第3次プラン」という。)の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 新潟市スポーツ推進審議会委員(以下審議会委員)の中から選出された者
- (2) 審議会委員から推薦された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会設置の日から第3次プランが策定されるまでの期間とする。ただし、委員の要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者を委員とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上をもって開催することとする。

(会議の意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

案

(部会)

第8条 委員会は、専門的な領域を検討するため、別の部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務はスポーツ推進審議会事務局（新潟市文化スポーツ部スポーツ振興課）において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、令和3年7月29日から施行する。